



平成 25 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 共和電業  
代表者名 代表取締役社長 星 淑夫  
(コード番号 6853 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役経営管理本部長 田中義一  
(TEL 042-489-7215)

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 26 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達目的】

当社は、「計測と制御を通じて“安全と安心”の提供で社会に貢献する“技術創造企業”という企業理念のもと、日本で最初に「ひずみゲージ」の国産化を実現して以来、応力計測の総合メーカーとして事業を展開しております。応力計測の“入口から出口まで”一貫して対応できる各種センサや測定機器、ソフトウェアの設計・開発・生産・販売はもとより、さらにこれらを組み合わせたトータルシステムの提案により、顧客にソリューションを提供する取り組みを行っています。

当社グループの製品・サービスは、社会や人々の暮らしに、安全と安心を提供するため、さまざまな産業界における製品開発の下支えとして、「計測」分野においてその地位を着実に固めてまいりました。具体的な分野としては、自動車衝突安全試験用センサや車載型データ集録器に代表される「自動車試験分野」、高速道路のETC対応型車両重量計測システムに代表される「運輸・交通インフラ分野」、ダムや橋梁など構造物劣化のモニタリングや、地滑りなど自然災害の監視を目的とした計測を行う「環境・エネルギー分野」、そして生産ラインのモニタリングなどを対象とした「工業計測分野」があります。

現在当社は、第 4 次中期経営計画の中で、今後需要が見込まれる構造物劣化のモニタリングや、洋上風力発電などの新しいエネルギー活用に係わる新たな市場の動向を注視し、ビジネスチャンスを的確に捉えて事業領域を拡大すること、そして国内で培ったこれらの技術を海外で展開し、事業のグローバル化を図ることに取り組んでおります。

当社のグローバルビジネスをさらに拡大・充実・強化するためには、より国際競争力のある生産体制を構築することが必要不可欠であると考えております。今般の公募増資は、当社事業の基礎となる「ひずみゲージ」生産ラインを増強し、今後の成長に必要な事業基盤を強化するために行うものであり、調達資金全額を、当社の各種ひずみゲージ・センサの主要生産拠点である山形工場における設備投資に充当する予定であります。新生産設備を導入することで、将来の事業拡大に向けた生産力を確保すると共に、歩留まり率の改善等、生産効率を向上させてまいります。また、製品品質が向上することにより、これまで以上に幅広い用途やユーザーに対する拡販が可能になると考えております。

当社は平成 26 年 6 月に創立 65 周年を迎えます。今後 100 年企業に向け、中長期にわたる継続的な成長と、事業基盤の強化を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 2,000,000 株   |
| (2) 払込金額の決定方法  | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 25 年 12 月 4 日（水）から平成 25 年 12 月 9 日（月）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- |   |  |
|---|--|
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額  | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。   |
| (4) 募集方法  | 一般募集とし、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。<br>なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価  | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。  |
| (6) 申込期間  | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。   |
| (7) 払込期日  | 平成25年12月11日（水）から平成25年12月16日（月）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。   |
| (8) 申込株数単位  | 1,000株   |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 |  |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                                   |  |

## 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- |  |  |
|--|--|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数                              | 当社普通株式 300,000株<br>なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。 |
| (2) 売 出 人  | 大和証券株式会社   |
| (3) 売 出 価 格  | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。）   |
| (4) 売 出 方 法  | 大和証券株式会社が、一般募集の需要状況等を勘案し、300,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。   |
| (5) 申 込 期 間  | 一般募集における申込期間と同一とする。  |
| (6) 受 渡 期 日  | 一般募集における払込期日の翌営業日とする。  |
| (7) 申 込 株 数 単 位                                      | 1,000株   |
| (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 |  |
| (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。               |  |

## 3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 300,000株 |
|-------------------------|-----------------|

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 大和証券株式会社
- (5) 申込期日 平成25年12月20日(金)
- (6) 払込期日 平成25年12月24日(火)
- (7) 申込株数単位 1,000株
- (8) 上記(5)記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額(払込金額)の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## ＜ご参考＞

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、300,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成25年11月26日（火）開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成25年12月24日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成25年12月18日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	25,758,800株	（平成25年11月25日現在）
(2) 公募増資による増加株式数	2,000,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	27,758,800株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	300,000株	
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	28,058,800株	

（注）上記（4）及び（5）は前記1.に記載のとおり変更する可能性があります。

### 3. 調達資金の使途

#### （1）今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限851,000,000円について、800,000,000円を平成26年7月末迄に計測機器等の製品を生産する山形工場における新ゲージ棟の建設資金（クリーンルーム等の建物附属設備を含む）に、残額が生じた場合は平成26年12月末迄に、同新ゲージ棟内の生産設備に関する設備投資資金の一部に充当する予定であります。

なお、当社の設備計画の内容については、平成25年11月26日現在、以下のとおりとなっております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方 法	着手及び 完了予定年月		完成後 の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
(株)共和電業	山形工場 (山形県 東根市)	計測機器	生産設備 その他設備	1,500,000	—	増資資金、 自己資金及 び借入金	平成26年 1月	平成26年 12月	生産能 力2割 増加

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 投資予定額は、平成26年1月から平成26年7月末迄に新ゲージ棟の建設資金（クリーンルーム等の建物附属設備を含む）として800,000千円、及び平成26年7月から平成26年12月末迄に同新ゲージ棟内の生産設備に関する設備投資資金として700,000千円を予定しております。  
3 上記設備は全て、(株)山形共和電業に賃貸する予定であります。

(2) 前回調達資金の用途の変更  
該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響  
今回の調達資金を設備資金に充当することにより、当社グループの将来における持続可能な成長と安定的な生産体制の構築がなされるとともに、財務体質の強化と企業価値の向上に貢献するものと考えております。

#### 4. 株主への利益配分等

##### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、企業基盤強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保充実をはかるとともに、株主の皆様への安定的かつ業績を反映した適正な利益還元を行うことを基本的な配当政策といたしております。

##### (2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

##### (3) 内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、新規事業への積極投資、財務体質・コスト競争力の強化などに有効活用し、経営基盤のさらなる充実を目指してまいります。

##### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
1株当たり連結当期純利益	10.18円	15.54円	24.13円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	8.00円 (-円)	8.00円 (-円)	8.00円 (-円)
実績連結配当性向	78.6%	51.5%	33.2%
自己資本連結当期純利益率	3.0%	4.5%	6.8%
連結純資産配当率	2.4%	2.4%	2.3%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。  
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。  
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（連結純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
始 値	263 円	289 円	227 円	253 円
高 値	320 円	298 円	277 円	438 円
安 値	230 円	195 円	223 円	245 円
終 値	277 円	230 円	251 円	402 円
株価収益率 (連結)	27.2 倍	14.8 倍	10.4 倍	—

- (注) 1. 平成25年12月期の株価については平成25年11月25日現在で表示しております。  
2. 株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものです。  
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成25年12月期に関しては、未確定のため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。